

昭和三十七年二月十三日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事 岡本 茂君 理事 神田 博君

理事 齋藤 憲三君 理事 多賀谷 眞稔君

倉成 正君 藏内 修治君

小泉 純也君 澁谷 直藏君

中村 幸八君 南 好雄君

井手 以誠君 滝井 義高君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

通商産業事務官 塚本 敏夫君

(大臣官房長)

通商産業事務官 今井 博君

(石炭局長)

通商産業事務官 八谷 芳裕君

(石炭保安局長)

二月十三日

理事 周東英雄君及び松井政吉君同日
理事 辞任につき、その補欠として齋藤憲三君及び中村重光君が理事に当選した。

二月八日

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)
産炭地域振興事業団法案(内閣提出第七七号)

本日の會議に付した案件

第一類第四号

石炭対策特別委員會議録第八号 昭和三十七年二月十三日

理事の辞任及び補欠選任の件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

産炭地域振興事業団法案(内閣提出第七七号)

○有田委員長

これにより會議を開きます。

去る二月八日付付託になりました内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法案を議題とし、まず、政府の提案理由の説明を求めます。佐藤通商産業大臣。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「その他石炭鉱業の整備に関する事項」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準及びその交付に係る採掘権又は租鉱権の放棄により減少すべき石炭の生産数量

第三条第三項中「採掘権の基準は、

買収する採掘権の鉱区を採掘権又は同項第四号の採掘権若しくは租鉱権の基準は、買収する採掘権の鉱区又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区」に改める。

第七号中「貸付け」を「貸付け等」に改める。

第九号の二第三項中「第二十六号の三第一項各号」を「第二十六号の三第一項各号」に、「その」を「それぞれ」に改める。

第二十五号第一項中第三号及び第七号を削り、第六号を第七号とし、第七号を第六号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付

五 採掘権若しくは租鉱権施設の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払

第二十五号第一項第十一号中「第七号までに掲げる業務及び」を「第七号まで、第十号及び第十一号に掲げる業務並びに」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号を加える。

十 石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証

十一 石炭鉱業の整備に必要な資

金の貸付け

十二 石炭の運賃の延納に係る債務の保証

第二十五号第二項中「前項第十一号」を「前項第十四号」に改める。

第二十六号第二項中第三号、第四号及び第七号を削り、第八号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の四号を加える。

四 石炭鉱山整理促進交付金の額の算定の基準

五 石炭鉱山整理促進交付金の交付の時期及び方法

六 採掘権若しくは租鉱権施設の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法

七 納付金の徴収の時期及び方法

第二十六号第二項に次の三号を加える。

十 前条第一項第十号に規定する債務の保証の方法

十一 前条第一項第十一号に規定する資金の貸付け及び償還の方法

十二 前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法

第二十六号の二第二号中「第二十五号第一項第七号」を「第二十五号第一項第十号」に、「保証業務」を「整備資金保証業務」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第二十五号第一項第十一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

四 第二十五号第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「運賃保証業務」という)に係る経理

第二十六号の二に次の一項を加える。

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、通商産業大臣の認可を受けて、運賃保証業務の執行に必要な事務費にあてるため、次条第一項第一号に掲げる保証基金を運用した場合に生ずる利子の一部に相当する金額を前項第四号に掲げる経理に係る特別の勘定に繰り入れることができる。

事業団は、次に掲げる保証基金を設け、第九条の二第三項の規定により示された金額に相当する金額をもつてそれぞれ当該各号に掲げる基金にあてるものとする。

一 整備資金保証業務に関する保証基金

二 運賃保証業務に関する保証基金

第二十六号の三第二項中「前項の保証基金は、保証業務に關し」を「前項各号の保証基金は、それぞれ、前条第一項第二号又は第四号に掲げる経理に係る特別の勘定において」に改める。

第二十七條第二項中「及び第二十五條第一項第七号」を、「第二十五條第一項第十号に規定する債務の保証の計画、同項第十一号に規定する資金の貸付計画及び同項第十二号」に改める。

第三十一條に次の二号を加える。
四 その採掘権の買収に伴い事業団が連帯して履行の義務を負うこととなるべき採掘権者の債務が処理されており、又は円滑に処理されることが確実であること。

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

第三十三條を削り、第三十四條中「退職金を除く。」を削り、同條を第三十三條とし、第三十五條を第三十四條とし、同條の次に次の七條を加える。

(石炭鉱山整理促進交付金の交付)
第三十五條 事業団は、採掘権者又は租鉱権者がその石炭鉱山における採掘を廃止して当該採掘権又は租鉱権の放棄による消滅の登録を受けた場合であつて当該採掘権又は租鉱権が次の各号に適合するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、石炭鉱山整理促進交付金(以下この条から第三十五條の五まで及び第三十五條の七において「交付金」という。)を交付することができる。

一 交付金の交付の申請の日前六ヶ月以内にその採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区において事業が休止されたことがないこと。
二 その採掘権又は租鉱権の鉱区

又は租鉱区における石炭の品位及び生産能率が石炭鉱業合理化基本計画に定める交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準に適合すること。

三 租鉱権の放棄の場合にあつては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

(公示)

第三十五條の二 事業団は、前條の規定により交付金の交付を受けることとなつた者(以下「廃止事業者」という。)に係る採掘権又は租鉱権の消滅の登録が行なわれたときは、すみやかに、当該廃止事業者について交付金を交付する旨及び当該鉱区又は租鉱区に関する鉱害について賠償請求権を有する者は、六十日以上の一定期間内に事業団に対し権利の申出をすべき旨を公示しなければならない。

2 前項の賠償請求権を有する者が同項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、当該鉱区又は租鉱区に関する鉱害については、次条第一項の規定による債務の弁済を請求することができない。

(貸付金及び債権の賠償債務の弁済)
第三十五條の三 事業団は、民法第四百七十四條第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第三十五條の規定により交付することとなつた交付金の額(以下「交付金額」という。)に政令で定める割合

を乗じて得た金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、当該廃止事業者に代わつて次に掲げる債務の弁済を行なう。

一 廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する賃金の支払の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日までに弁済期の到来しているもの

二 廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に關する債権の賠償債務

2 前項の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が交付金額に同項の政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合における同項第一号に掲げる債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度を定めておかなければならない。

3 事業団が第一項の規定により債務の弁済を行つたときは、その弁済を行なつた額について第三十五條の規定による交付金の交付をしたものとみなす。

(交付金の支払の制限)
第三十五條の四 事業団は、当該廃止事業者に係る交付金額に前条第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額に相当する交付金については、同項の規定により当該廃止事業者に係る同項各号に掲げる債

務の全部の弁済を行なつた場合において残余が生じ、又は生ずることが確実であると認められるときに限り、その残余に相当する金額を当該廃止事業者に支払うものとする。

(交付金を受ける権利の保護)
第三十五條の五 廃止事業者が交付金額に第三十五條の三第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額に相当する金額の交付金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前條の規定により交付金の支払を受ける権利については、この限りでない。

(鉱業権の設定の出願の不許可等)
第三十五條の六 通商産業局長は、廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域について鉱業権の設定若しくは鉱区増加の出願又は租鉱権の設定若しくは租鉱区増加の認可の申請があつたときは、当該区域については、その出願を許可し、又はその申請の認可を許してはならない。

2 廃止事業者が放棄した採掘権の鉱区の区域に重複する鉱区があるときは、その重複する鉱区の採掘者は、その重複する区域については、当該採掘権の放棄前に掘採することができるとされてきた鉱床以外の鉱床において石炭を掘採してはならない。

3 採掘権者は、廃止事業者が放棄した租鉱区の区域(特定の鉱床を目的とする租鉱権の場合には、その鉱床)においては、石炭を掘採してはならない。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)
第三十五條の七 事業団は、その買収した採掘権の鉱区若しくはその買収した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区又はその交付することとした交付金に係る採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務にその売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日以後当該決定の日後二月を経過した日までに解雇されたものに対し、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二條の平均賃金の三十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

第三十六條の三第一項中「又は」を「若しくは」に、「に対して行なう」を「又は特定船舶整備公団に対して行なう」に改め、同條第三項中「設備」の下に「又は船舶」を加え、「又は石炭を」若しくは「石炭」に改め、「供され」の下に、「又はこれらの者の事業に利用され」を加える。

第三十六條の八第五号中「設備」の下に「又は船舶」を加える。

第三十六條の十三の見出しを「整備資金に係る保証契約の締結」に改め、同條第二十五條第一項第七号を「第二十五條第一項第十号」に改める。

第三十六條の十三の見出しを「整備資金に係る保証契約の締結」に改め、同條第二十五條第一項第七号を「第二十五條第一項第十号」に改める。

第三十六条の十四中「第二十六条の三の規定による」を「第二十六条の三第一項第一号に掲げる」に改める。
第三十六条の十七中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。
第三十六条の二十の次に次の二条を加える。

(整備資金の貸付け)
第三十六条の二十一 第二十五条第一項第十一号に規定する資金の貸付けは、探掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、その事業を整備するために必要な資金であつて第三十六条の十三各号に掲げるものについて行なうものとする。
(運賃の延納に係る債務の保証)
第三十六条の二十二 第二十五条第一項第十二号に規定する債務の保証は、探掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道から石炭の運賃(連絡運輸(直通運輸を含む))を行なう場合の運賃を含む。の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に対して負担する債務(元本に限る。)について、事業団が日本国有鉄道の保証契約を締結することにより行なうものとする。

2 第三十六条の十五から第三十六条の十八まで及び第三十六条の二十の規定は、第二十五条第一項第十二号に規定する債務の保証について準用する。この場合において、第三十六条の十五第一項中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、「又は租鉱権者」とあるのは「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」とする。

2 第三十六条の十五から第三十六条の十八まで及び第三十六条の二十の規定は、第二十五条第一項第十二号に規定する債務の保証について準用する。この場合において、第三十六条の十五第一項中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、「又は租鉱権者」とあるのは「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」とする。

者」と、第三十六条の十六中「銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、同条第一項中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、同条第二項中「六月」とあるのは「二月」と、第三十六条の十七中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、「当該銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、「残額に、百分の八十を乗じて得た額」とあるのは「残額」と、第三十六条の十八中「銀行は、第三十六条の十三」とあるのは「日本国有鉄道は、第三十六条の二十二第一項」と、「貸付けについて、貸付金の回収」とあるのは「債権について、その取立て」と、第三十六条の二十中「銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と読み替へるものとする。

第四十一条第一項中「第二十五条第一項第五号」を「第二十五条第一項第六号」に改める。
第五十三条の二第三号中「第三十六条の十三」の下に、「第三十六条の二十一」を加える。
第八十四条を次のように改める。
第八十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第三十五条の六第二項又は第三項の規定に違反して、石炭を掘採した者
二 第五十四条の規定による通商産業大臣の許可を受けないで坑口の開設の工事をし、又は坑口を使用した者

附則第二条中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。
第二条の二 事業団の業務のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める日までに廃止するものとする。
一 石炭の運賃の延納に係る債務の保証 昭和三十三年三月三十一日
二 探掘権又は鉱業施設の買収、探掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証及び石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け 昭和四十年三月三十一日
三 雇用促進事業団に対する交付金の交付及び近代化資金の貸付け 昭和四十三年三月三十一日

附則
1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 石炭鉱業合理化事業団(以下「事業団」という。)が最初に作成する改正後の第二十五条第一項第十一号に規定する資金の貸付計画及び同項第十二号に規定する債務の保証の計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。
3 この法律の施行の際現に事業団

に對し探掘権の売渡しの申込みをしている探掘権者がこの法律の施行後二月以内にその探掘権に係る改正後の第三十五条の交付金の交付の申請をしたときは、当該探掘権については、改正後の第三十五条第一号中「交付金の交付の申請の日」とあるのは「探掘権の売渡しの申込みの日」と読み替へて、同号の規定を適用する。

4 前項に規定する場合において、当該探掘権者が同項の交付金の交付を受けることとなつたときは、当該探掘権の鉱区における石炭の探掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者については、改正後の第三十五条の七第一項中「その売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日」とあるのは「その売渡しの申込みの日」と読み替へて、同項の規定を適用する。

5 事業団がこの法律の施行前に第三十六条の十三の規定により締結した保証契約に基づいて当該債務者に代わつて弁済すべき金額については、改正後の第三十六条の十七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 事業団は、探掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道から昭和三十三年一月一日からこの法律の施行の日の前日までに石炭の運賃(連絡運輸(直通運輸を含む))を行なう場合の運賃を含む。以下同じ。の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に對して負担する債務(元本に限る。)についても、改正後の第三

十六条の二十二第一項の規定による保証を行なうことができる。
7 事業団は、通商産業省令で定めるところにより、探掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道から昭和三十三年一月一日からこの法律の施行の日後二月を経過する日までに石炭の運賃の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に對して負担する債務(元本を除く。)のうち弁済が行なわれなかつたものがあるときは、その弁済が行なわれなかつた金額に相當する金額を日本国有鉄道に對して支払うものとする。

8 事業団は、前項の規定による支払の業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、改正後の第二十六条の二第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる経理に係る特別の勘定において整理しなければならぬ。

理由
石炭鉱業の合理化を促進するため、石炭鉱業合理化事業団に、石炭鉱業を廃止する者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、石炭鉱業に對する整備資金の貸付け及び石炭の運賃の延納に係る債務の保証を行なわせるとともに、石炭鉱業に對する近代化資金の貸付け及び整備資金の借入れに係る債務の保証に関する制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
石炭鉱業の合理化を促進するため、石炭鉱業合理化事業団に、石炭鉱業を廃止する者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、石炭鉱業に對する整備資金の貸付け及び石炭の運賃の延納に係る債務の保証を行なわせるとともに、石炭鉱業に對する近代化資金の貸付け及び整備資金の借入れに係る債務の保証に関する制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産炭地域振興事業団法案
産炭地域振興事業団法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
第三章 業務(第十九条―第二十一条)
第四章 財務及び会計(第二十二―第二十九条)
第五章 監督(第三十条・第三十一条)
第六章 雑則(第三十二条―第三十四条)
第七章 罰則(第三十五条―第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 産炭地域振興事業団は、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、当該地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第二条 産炭地域振興事業団(以下「事業団」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、五億円とし、政府がその金額を出資する。

る。

2 事業団は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、予算に定める金額の範囲内で、事業団に出資することができる。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、産炭地域振興事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の内命及び任期)

第十条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員は、再任されることができない。

(役員の内格条件)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
- 二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)
- 三 政党の役員
- 四 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の内命)

第十二条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十三条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員の内命禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(代理人の内命)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

るに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十三条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員の内命禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(代理人の内命)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域において、当該地域の振興に必要な鉱工業等の用に供する土地を造成し、及びこれと関連を有する工作物を建設し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること。
- 二 前号に規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対し、その事業の用に供する設備の新設又は増設に必要な資金の貸付けを行なうこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 事業団は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号の業務及び同号に規定する地域における鉱工業等の振興に必要な調査を行なうことができる。

3 事業団は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十條 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、石炭鉱業合理化事業団その他通商産業省令で定める者に対し、その業務(前条第一項第二号の業務を除く。)の一部を委託することができる。

3 前二項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十一條 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。3 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第四章 財務及び会計

第二十二條 事業年度の事業年度は、

毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十三條 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十四條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五條 事業団は、毎事業年度損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足あるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び産炭地域振興債券) 第二十七條 事業団は、通商産業大

臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は産炭地域振興債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金又は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託
三 銀行への預金又は郵便貯金
四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準) 第二十八條 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任) 第二十九條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

第三十條 事業団は、通商産業大臣が監督する。
2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査) 第三十一條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業

務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散) 第三十二條 事業団の解散については、別に法律で定める。
(大蔵大臣との協議) 第三十三條 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第二項、第十九條第三項、第二十條第一項若しくは第二項、第二十一條第一項、第二十三條又は第二十六條第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。
二 第二十一條第二項又は第二十九條の通商産業省令を定めようとするとき。
三 第二十四條第一項又は第二十八條の承認をしようとするとき。

四 第二十七條第一号の規定による指定をしようとするとき。
(他の法令の準用) 第三十四條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十五條 第三十一條第一項の規

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十七条 第六条の規定に違反して産炭地域振興事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。(事業団の設立)

第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、前項の規定により設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定) 第六条 この法律の施行の際に産炭地域振興事業団という名称を用いている者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わるも

のとす。

第八条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に「産炭地域振興事業団」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「産炭地域振興事業団法」を加え、同条第十八号中「労働福祉事業団」の下に「産炭地域振興事業団」を加え、同条第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五ノ二 産炭地域振興事業団(産炭地域振興事業団法第十九条第一項第一号ノ業務ノ施行ノ為必要ナル土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記)

(印紙税法の一部改正) 第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号の十二の次に次の一号を加える。

六ノ十二ノ二 産炭地域振興事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正) 第十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に「産炭地域振興事業団」を加える。

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「雇用促進事業団」の下に「産炭地域振興事業団」を加える。

(地方税法の一部改正) 第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「雇用促進事業団」の下に「産炭地域振興事業団」を加える。

城振興事業団」を加える。(法人税法の一部改正)

第十四条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「労働福祉事業団」の下に「産炭地域振興事業団」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正) 第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「雇用促進事業団」の下に「産炭地域振興事業団」を加える。

理由 石炭鉱業の不況による産炭地域の疲弊の現状にかんがみ、産炭地域振興事業団を設立し、これに特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の振興に必要な事業を計画的に行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○佐藤國務大臣 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

エネルギー革命の進行に対応し、石炭鉱業は、その経済性を高めるため、極力合理化に努めており、石炭の販売価格を昭和三十八年度までに昭和三十三年度に比較し、千二百円程度引き下げることが目標として、現在スクラップ・アンド・ビルド対策を中心とする石炭の生産構造の再編成を進めているのであります。

これらの合理化施策の推進によりまして、今日までのところ、ほぼ基本路線に沿った合理化効果をあげてきたのであります。しかしながら、最近においてこの合理化計画遂行に対し、資材価格の上昇その他種々の障害が出て参りました。

また他方におきまして、石油輸入の自由化は、本年十月に予定されておられ、合理化の必要性は、一段と強まってきたと考えるものであります。従つて、石炭鉱業の当面の課題は、これらの新情勢に対処していかんして合理化目標を達成するかであり、そのためには、従来行なってきたスクラップ・アンド・ビルド施策による石炭鉱業の体質改善をこの際一そう強化推進することが必要であります。

このような見地に立ち、政府といたしましては、従来の整備計画に加え、昭和三十七年度から三カ年計画で新たに六百二十万トンを追加整備することといたしております。また高効率炭鉱

の造成につきましては、近代化資金、開銀資金等の増額によって措置したいと考えております。

今回の改正案の内容の第一点は、上述の新たな整備計画の実施に伴い、炭鉱整備の迅速化をはかるため、従来の炭鉱買収方式に加え、石炭鉱山整理促進交付金の交付方式を新設することとし、石炭鉱業合理化事業団にその業務を行なわせることとしたこととあります。事業団は、採掘権者または租鉱権者がその鉱業を廃止して、権利の放棄による消滅の登録を受けて申請したときは、廃止補償として一定の基準により交付金を交付するものとし、しかもその一定割合を留保して、廃止事業者にかわって貸付金及び貸付金賠償債務を優先的に弁済することとしたこととあります。なお、廃止事業者の放棄した鉱区または租鉱区については、権利の再設定等を禁止することとしたこととあります。

すす増大するものと予想されるのであります。

一方、石炭企業の運転資金の借り入れ残高は、巨額に上るとともに、限度一ぱいに達しており、最近の金融情勢を考慮すれば、この種資金を借り増すことはきわめて困難な状況でありまして、石炭鉱業の合理化が金融面から制約されるおそれもあるものであります。この見地から、事業団を通ずる整備資金の措置を講ずることとしたのであります。

改正の第三点といたしましては、石炭運賃延納債務の保証を事業団に行なわせることとしたこととあります。

石炭の流通経費の相当部分を占める運賃の上昇に伴う石炭鉱業の負担を軽減するため、昨年六月、国鉄運賃の値上り及びその半額について三カ年の延納を認めることといたしましたが、担保について未解決の点がありまして、担保で、大手及びその系列炭鉱を除くいわゆる中小炭鉱の担保として、事業団による債務保証の措置を講ずることといたしました。

なお、石炭鉱業に対する近代化資金の貸付対象設備に石炭専用船を加えるとともに、現行の整備資金保証制度の保証率を引き上げる等を内容とする改正もいたしておりますが、その他の点若干の手続的事項に関するものであります。

し上げます。

エネルギー革命の進行に対応し、石炭産業は、炭価の千二百円引き下げ、五千五百万トンの出炭の維持という合理化の基本路線に沿い、その経済性を高めるため、スクラップ・アンド・ビルド政策を根幹とした合理化対策を推進しております。

このような石炭鉱業の合理化の過程において、炭鉱の閉山、過剰雇用の縮小は不可避であり、これに伴う石炭関連産業の衰退、炭鉱離職者の発生及び滞留、石炭鉱業の放置等の事態が生ずるおそれがあります。しかも従来産炭地域の経済は、石炭鉱業に対する依存度がきわめて高く、石炭鉱業とその盛衰をともにしてきたのでありまして、石炭の構造的不況のもたらす影響は、地域によりましてはまことに深刻なものがああります。

このような見地から、撤収される石炭産業に代替する新たな鉱工業等を誘導することによって産炭地域の経済水準の低下を防止し、さらにはこれをより高めていくことが肝要となつているのでありまして、先国会において成立を見た産炭地域振興臨時措置法の立法趣旨も、このような意図に出るものにほかなりません。

上述のごとく、産炭地域経済の著しい疲弊を防止し、さらにはその安定的発展をはかるためには、産炭地域において他の新たな鉱工業等を振興することが必要であり、工場用地等産業関連施設の整備、国税、地方税等の税制上の減免措置、あるいは企業資金の確保等の助成措置により、鉱工業等が進出しやすい環境を造出すことが肝要であります。税制面につきましては、産炭地域振興臨時措置法及びこれに関する立法措置により若干の優遇措置が講ぜられることになりましたが、施設の整備、資金の確保等につきましては、従来一般的な対策のほかに特別な対策は十分でなかつたのであります。

企業誘致のための環境整備は、本来は地方公共団体の担当する分野が多いのであります。産炭地域の地方財政の現況にかんがみ、疲弊度の著しい産炭地域における鉱工業等の振興を緊急にかつ効果的に促進するためには、この際国家資金を投入して重点的に環境整備の促進及び誘致企業に対する助成を行なうことが適切であると考えられます。

企業資金の貸付等の業務を重点的に行なわせることとし、その性格、組織及び業務に関して必要な規定を定めたものであります。

この法律案の内容の第一は、事業団の性格及び組織についてであります。事業団は、この法律に基づく特殊法人としての性格を有することとし、その役員として理事長、理事及び監事を置くことといたしております。また事業団の監督は、通商産業大臣がいたすこととしております。

第二点は、事業団の業務内容であります。

事業団の業務内容は、大別して次の二つであります。その一は、産炭地域の振興に必要な工業用地の造成及びこれと関連を有する工作物の建設並びにこれらの管理及び譲渡であり、その二は、同地域の振興に必要な鉱工業等を営む事業者に対する設備資金の貸付であります。

なお、事業団は、工業用地の造成及び鉱工業等の振興に必要な調査に関して業務の委託を受けることができる旨を規定しております。

その他事務所の設置、名称の使用制限、業務方法書の認可、借入金等に関する、通常の事業団に関する法律案に盛り込まれる規定と同趣旨の規定をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同下さいますようお願い申し上げます。(拍手)

○有田委員長 両案に対する質疑は、後日に議ることといたします。

改正の第二点は、現行の整備資金の保証制度に加え、石炭企業に対し、事業団が炭鉱整備のための長期運転資金の直接貸付を行なう制度を新設したこととあります。

石炭鉱業の急速な合理化を進めていく過程におきましては、相対的な過剰雇用の発生を避けられないところであり、政府におきましては、離職者に対しては、一般の失業対策のほかに特別の対策を講じているところであります。が、石炭企業として、退職金等を円滑迅速に支給することは、ぜひとも必要であり、また非能率炭鉱の閉鎖に際しては、既発生した負債を処理する必要があり、これらの退職金、負債賠償資金等の整備資金の需要は、今後ますます増大するものと予想されるのであります。

以上が、この法律の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同下さいますようお願い申し上げます。

産炭地域振興事業団法案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明申

し上げます。

この法律案は、このような考え方をもち、産炭地域振興策の推進機関として、特殊法人である産炭地域振興事業団を設立し、工業用地の造成、

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同下さいますようお願い申し上げます。(拍手)

○有田委員長 両案に対する質疑は、後日に議ることといたします。

○有田委員長 この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。

周東英雄君及び松井政吉君から、それぞれ理事辞任の申し出があります。この際、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

周東英雄君及び松井政吉君の理事辞任により、理事が二名欠員となりました。この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の補欠選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議なしと認めます。よって、齋藤憲三君及び中村重光君をそれぞれ理事に指名いたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十二分散会